

高知県貸金業行政処分要領の一部改正案の概要

貸金業法の完全施行により「高知県貸金業行政処分要領」を一部改正（平成 22 年 6 月 18 日改正予定）し、

1 貸金業務取扱主任者制度が国家資格制度に移行し、当該主任者に対する県の解任勧告が廃止されるため、第 2 章 4 の本文中にある該当部分を削除する。

2 業務停止の量定区分（以下「量定区分」という。）を見直す。

なお、上記 2 の整理のポイントとしては、現行の量定区分をベースとしながらも、原則として貸金業法（以下「法」という。）で定める罰則の重さに応じた量定区分に整理することとし、その整理に伴って、新たに業務停止期間 90 日の量定区分を追加する。【表 1】

この整理により、一部の量定区分を変更することになり、例えば、業務改善命令に違反して業務を営んだ者への量定区分を特に重大な違反行為として、60 日を 150 日（最長期間）に延長するなど、罰則の重さに応じたものにする。【表 2】

同時に、罰則規定のない事項については、今回整理する量定区分と比較等した上で個別に判断する。【表 3】

【表 1】

罰則条項	罰則内容	量定区分
法第 47 条の 2	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金（併科あり）	150 日 旧区分 E
法第 47 条の 3	2 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金（併科あり）	90 日（追加）
法第 48 条	1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金（併科あり）	60 日 旧区分 D
法第 49 条	100 万円以下の罰金	45 日 旧区分 C
法第 50 条	50 万円以下の罰金	30 日 旧区分 B
法第 51 条の 3	30 万円	15 日 旧区分 A

【表 2】

違反条項	現行の量定区分	変更後の量定区分
法第 11 条（無登録営業等の禁止）第 3 項違反	60 日	90 日
法第 12 条の 2（業務運営に関する措置）違反	45 日	90 日
法第 12 条の 6（禁止行為）違反	15 日	60 日
法第 15 条（貸付条件の広告等）違反	45 日	60 日
法第 19 条の 2（帳簿の閲覧）違反	15 日	45 日
法第 21 条（取立て行為の規制）第 1 項違反	60 日	90 日
法第 24 条の 6 の 4（業務改善命令）違反	60 日	150 日

【表 3】

罰則のない条項への違反	比較条項等	量定区分
法第 6 条（登録の拒否）第 1 項第 13 号違反	法第 12 条の 3 第 1 項違反に相当	60 日
法第 6 条（登録の拒否）第 1 項第 14 号違反	登録取消し処分に準ずる違反	150 日
法第 6 条（登録の拒否）第 1 項第 15 号違反	登録取消し処分に準ずる違反	150 日
法第 6 条（登録の拒否）第 1 項第 16 号違反	登録取消し処分に準ずる違反	150 日
法第 12 条の 2（業務運営に関する措置）違反	法第 41 条の 38 違反に相当	90 日
法第 12 条の 8（利息、保証料等に係る制限等）（第 6 項、第 7 項を除く）違反	利息、保証料等に係る制限等違反（重大）	150 日
法第 12 条の 8（利息、保証料等に係る制限等）（第 6 項又は第 7 項）違反	確認、記録等の義務違反（軽微）	15 日
法第 13 条（返済能力の調査）第 1 項違反	法第 13 条第 2 項違反に相当	60 日
法第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）違反	法第 13 条違反に相当	60 日
法第 13 条の 4（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）違反	法第 13 条の 2 違反に相当	60 日
法第 16 条（誇大広告の禁止等）（第 1 項を除く）違反	誇大広告、勧誘等に関する違反（軽微）	15 日
法第 24 条の 6 の 4（業務改善命令）第 2 項違反	法第 24 条の 6 の 4 第 1 項違反に相当	150 日